

平成28年度 肝炎対策実施計画

第1 目的

東京都肝炎対策指針（以下「指針」という。）に基づき、東京都において平成28年度に実施する肝炎対策事業を明らかにし、着実な実施を期す。

第2 事業計画

1 普及啓発

（1）感染予防に関する普及啓発

- リーフレットの配布など様々な広報媒体により、都民に対してウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発に取り組む。
- 「日本肝炎デー」を含む肝臓週間（7月25日から7月31日まで）（以下「肝臓週間」という。）には、パネル展の開催やウイルス性肝炎早期発見・治療キャンペーンを実施するなど普及啓発を図る。
- 区市町村等に対し、肝臓週間におけるウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及啓発の取組を促す。

（2）職域向けウイルス性肝炎研修会（基本コース2回実施）

- 職域・企業等の健康管理担当者等を対象に研修会を実施し、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨を行うことができるよう、肝炎の基礎知識を付与する。
- 肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への偏見の解消、治療を継続しながら働くことができる環境づくりに向けた理解を促進する。

（3）健康管理手帳の作成・配布

- 肝炎患者等に対し、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた健康管理手帳（以下「手帳」という。）を配布することで、肝炎診療ネットワークにつなげ、受療の促進及び治療継続を支援する。

（4）かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進

- かかりつけ医に手帳を配布し、ウイルス性肝炎に関する知識や肝炎医療の提供体制、相談体制への理解を促進する。
- かかりつけ医に肝炎患者等に対する治療方法等の説明時に手帳を活用してもらうことにより、専門医療機関への受診勧奨を推進する。

2 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び実施体制

（1）受検勧奨

① 肝臓週間にちなんだ受検勧奨

- 都の広報媒体を活用するほか、リーフレットの配布、パネル展の開催などにより未受検者に対する受検勧奨に取り組む。
- 集客率の高いエリアや施設でのイベントやポスター掲出・シネアド（映画館CM）の展開により、未受検者への確実な受検勧奨に取り組む。
- 区市町村等に対し、未受検者に対する積極的な受検勧奨の実施を促す。

② 区市町村に対する財政的支援

- 個別勧奨事業を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。
- ウィルス性肝炎の早期発見、早期治療のため、住民への正しい知識の普及啓発及び受検歴の把握などによる、未受検者に対する効果的な受検勧奨等に対し、医療保健政策区市町村包括補助事業（以下「包括補助事業」という。）により支援する。

（2）検査の実施体制

- ① 都保健所における肝炎ウィルス検査の実施
 - 各都保健所において肝炎ウィルス検査を実施する。
 - 肝炎ウィルス検査を受検する者に対し、医師又は保健師等の専門職がリーフレット等を活用して受検前後における保健指導を行う。
- ② 区市町村に対する財政的支援
 - 肝炎ウィルス検査を実施する区市町村に対し、健康増進事業による支援を行う。
 - 医師又は保健師等の専門職が肝炎ウィルス検査を受検する者にリーフレット等を活用した受検前後における保健指導を行う区市町村に対し、包括補助事業により支援する。
- ③ 区市町村及び職域との連携
 - 区市町村に対して、住民等が肝炎ウィルス検査を受検する機会の充実を促す。
 - 職域向けの肝炎ウィルス検査普及啓発チラシを作成し、職域団体等に配布するとともに、職域向けウィルス性肝炎研修会等でも配布するなど、ウィルス性肝炎に関する正しい知識の周知を行うとともに、肝炎ウィルス検査の実施体制整備及び受検勧奨を促進する。

3 ウィルス性肝炎重症化予防推進事業

（1）陽性者フォローアップ事業

- 区市町村に対し、陽性者の定期的な受診勧奨を行うなどのフォローアップ事業の円滑な推進を支援するとともに、都保健所が実施する肝炎ウィルス検査の陽性者へのフォローアップを実施する。
- 定期検査費用の助成により把握した肝炎患者に対し、医療機関の受診や受療状況等を確認し、受診の継続を促す。

（2）検査費用助成事業

- ① 初回精密検査費用助成
 - 区市町村や都保健所が実施する肝炎ウィルス検査の陽性者が初めて受けた精密検査にかかる費用を助成し、ウィルス性肝炎の早期発見・早期治療の促進を図る。
- ② 定期検査費用助成
 - 肝炎ウィルスを原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察者を含む）で住民税非課税世帯に属する方が受けた定期検査にかかる費用を年度内2回分を限度として助成する。

なお、検査費用助成事業の助成対象者等については、別途定めるものとする。

4 肝炎医療の提供体制及び人材育成

（1）肝炎診療ネットワークの充実

- ① 医療従事者研修の実施

- 肝炎診療に関する最新の情報を的確に共有できるよう、東京都肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）による研修を実施する。実施に当たっては、かかりつけ医等が研修に参加しやすいよう2拠点病院でそれぞれ3か所のエリアに分けて実施する。（1か所当たり100名規模）
- ② 肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会（年1回開催）
 - 拠点病院と幹事医療機関が地域における肝炎診療等を協議するため、連絡協議会を開催する。
 - ③ かかりつけ医と連携した受診勧奨の推進（再掲）

（2）職場での肝炎対策の理解推進

- ① 職域向けウイルス性肝炎研修会（基礎コース2回実施）（再掲）
- ② 事業者向けリーフレットの送付
 - 肝炎患者等である従業員が治療を継続しながら働くことができるよう、職域・企業等に対し、理解促進のためのリーフレットを送付する。
- ③ 職域向けウイルス性肝炎研修会（コーディネーターの養成コース）（30名規模）
 - 肝炎患者等が十分な配慮のもとに就労と治療を両立できる職場環境づくりを支援する「肝疾患職域コーディネーター」を養成するため、職域・企業の健康管理担当者等に対する研修を実施する。

（3）肝炎医療費助成の実施

- B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度
- 肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療を受療する肝炎患者等に対し、医療費助成による支援を行い、治療の促進を図る。（区市町村民税非課税世帯（所得割・均等割とも）の方は、自己負担なし）

（4）治療効果の研究

- ウイルス肝炎治療効果判定調査の実施
- 医療費助成制度の効果を検証するとともに、行政資料、医学的基礎資料として活用するため、医療費助成の診断書を記載した肝臓専門医療機関から調査票を収集し、医療費助成認定患者の治療の結果を把握する。

5 肝炎患者及びその家族等に対する支援や情報提供の充実

（1）肝炎患者等に対する情報提供及び相談支援

- ① 肝疾患相談センターの運営
 - 拠点病院内に設置した肝疾患相談センターにおいて、肝炎患者及びその家族等が、不安や悩みを解消し、療養生活の質の向上を図ることができるよう、医師、看護師等の専門職による相談支援を実施する。
- ② 患者向け講演会の実施（2回実施）
 - 拠点病院において、肝炎患者等に、肝炎、肝がんの最新治療等の情報を提供するため、講演会を実施する。

（2）患者交流の支援

- 患者サロンの実施（12回実施）
 - 患者同士の交流等を支援するため、拠点病院において、医療従事者とのコミュ

ニケーションも可能な患者サロンを開催する。

(3) 肝臓機能障害による身体障害者手帳を交付された方への支援

- ① 肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付
 - 身体障害者福祉法等に基づき、身体障害者認定基準に該当する肝臓機能障害のある方を対象に、身体障害者手帳の交付を行う。
- ② 医療費助成
 - 65歳未満で身体障害者手帳1級から3級を取得し、一定の要件を満たす者に対し、心身障害者医療費助成制度による支援を行う。
 - 肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法と共に伴う医療を受ける者に対し、自立支援医療（更生医療・育成医療）による支援を行う。ただし、更生医療を受ける者は、身体障害者手帳の交付を受けているものに限る。